

口 特別利用保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

- (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特別施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- (2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

三 特別地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特別利用地域型保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

- (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特別地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行った特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- (2) 当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ 特別保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

- (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特別地域型保育給付費の支給に係る特別保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- (2) 当該特別保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特別保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

2 内閣総理大臣は、前項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども、子育て会議の意見を聴かなければならない。

3 第一項の場合における第六十七條第一項及び第六十八條第一項の規定の適用については、これらの規定中「同条第二号に掲げる費用」とあるのは、「同条第二号に掲げる費用(附則第九條第一項第一号ロ、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分を除く。）」とする。

4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第六十五條の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、第一項第一号ロ、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。

(保育の需要の増大等への対応)
第十條 旧児童福祉法第五十六條の八第一項に規定する特定市町村(以下この条において「特定市町村」という。)は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき子どもための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就

学前子ども保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの(以下この条において「保育緊急確保事業」という。)のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六條の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従つて当該保育緊急確保事業を行うものとする。

2 特定市町村以外の市町村(以下この条において「事業実施市町村」という。)は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき子どもための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができる。

5 国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(施行前の準備)
第十一條 内閣総理大臣は、第二十七條第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令、同条第三項第一号の基準、第二十八條第一項第二号の内閣府令、同条第二号及び第三号の基準、第二十九條第三項第一号の基準、第三十條第一項第二号及び第四号の内閣府令、同条第二項第二号から第四号までの基準、第三十四條第三項の内閣府令で定める基準(特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。)、同項第二号の内閣府令(特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。)、第六十條第一項の基本指針並びに附則第九條第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の基準を定めようとするときは、施行日前においても第七十二條に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

第十二條 前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十一條の規定による支給認定の手続、第三十一條の規定による第二十七條第一項の確認の手続、第四十二條の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請(以下この条において「情報の提供等」という。)、第四十三條の規定による第二十九條第一項の確認の手続、第五十四條の規定による情報の提供等、第六十一條の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十二條の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十四條の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に必要となる行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(政令への委任)
第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 野田 佳彦
厚生労働大臣 小宮山洋子

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
内閣総理大臣 野田 佳彦

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第六十六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二章 認定こども園に関する認定手続等（第三条―第十一条）を第三章 幼保連携型認定こども園に関する特例（第十二条―第十五条）を第四章 認定こども園（第十九条―第二十七条）を第五章 罰則（第二十六条）を第六章 罰則（第二十七条）に改める。

第一条中「法律は、」の下に「幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに」を加え、「併い」を「併い」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「幼稚園及び保育所等における」を削る。

第二条第六項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするもの）その他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。」を「保育機能施設」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の五項を加える。

6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもへの健全な成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六八条第一項に規定する法律に定める学校（第九条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。

9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

10 この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。

第二条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするもの）その他の主務省令で定めるものを除く。をいう。

「第二章 認定こども園に関する認定手続等」を「第三章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等」に改める。

第三条の見出し中「教育、保育等を総合的に提供する施設」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同条第一項中（以下「施設」という。）を削り、文部科学省令・厚生労働省令を「主務省令」に改め、教育委員会、以下「この章及び第四章において」を加え、同条第二項中「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して」を「主務大臣が」に改め、同項第一号中「の教育課程その他の保育内容」を削り、「ものをいう」を「事項をいう。第十條第二項において同じ」に「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を行う」を「教

育を行う」に改め、同項第二号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法」に、「実施」を「利用」に改め、同条第三項中「保育所等」を「保育機能施設」に、「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同条第四項中「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して」を「主務大臣が」に改め、同項第一号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第二号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5 都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があったときは、第一項又は第三項の条件で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十一条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 第一項若しくは第三項の条件で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。

二 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。

四 次のいずれにも該当するものでないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下「役員」という。）を問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日以前六十日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの理由となつた事実及び当該事業の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消し、認定不備の取消しその他当該認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ト 申請者が、法人で、その役員等のうちイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

6 都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条項で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場合にあつては、その申請が第一項又は第三項の条項で定める要件に適合しているとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号により当該都道府県が定める区域をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

8 都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

第四十四条第一項第三号中「施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数」を「保育を必要とする子どもに係る利用定員」に、「者の数」を「者に係る利用定員」に改め、同項第四号中「施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「の数」を「に係る利用定員」に改め、同項第五号中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改める。

第五十五条第二項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「実施」を「利用」に、同法第三十九条第一項に規定する幼児を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改める。

第六十六条中「第九條の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、「これを」を削り、同条に次の各号を加える。

一 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者又は登録を受けていない者を主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に任命し、又は雇用したとき。

二 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有せず、又は登録を受けていないにもかかわらず主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師となつたとき。

三 第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭に任命し、又は雇用したとき。

四 第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭となつたとき。

五 第三十一条第一項の規定に違反して、認定子ども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

六 第三十一条第二項の規定に違反して、幼保連携型認定子ども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

第六十六条を第三十九条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第三十八条 第二十一条第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章を第六章とする。

第十三条から第十五条までを削る。

第十二条中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「第二條第六項」を「第一條第十二項」に改め、同条を第三十二条とし、第三章中同条の次に次の五条を加える。

(児童福祉法の特例)

第三十三条 第三條第一項の認定を受けた公私連携型保育所（児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する公私連携型保育所をいう。）に係る同法第五十六条の八の規定の適用については、同条第一項中「保育及び」とあるのは「保育（満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことを含む）及び」とする。

(公私連携幼児保育施設認定の特例)

- 第三十四条 市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ)は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼児保育施設認定ことも園(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼児保育施設認定ことも園をいう。以下この条において同じ)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(学校法人又は社会福祉法人に限る)を、その申請により、公私連携幼児保育施設認定ことも園の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携法人」という)として指定することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指定(第十一項及び第十四項において単に「指定」という)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という)を締結しなければならない。
 - 一 協定の目的となる公私連携幼児保育施設認定ことも園の名称及び所在地
 - 二 公私連携幼児保育施設認定ことも園における教育及び保育等に関する基本的事項
 - 三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
 - 四 協定の有効期間
 - 五 協定に違反した場合の措置
 - 六 その他公私連携幼児保育施設認定ことも園の設置及び運営に関し必要な事項
- 3 公私連携法人は、第十七条第一項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携幼児保育施設認定ことも園を設置することができる。
- 4 市町村長は、公私連携法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携法人が協定に基づき公私連携幼児保育施設認定ことも園における教育及び保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携法人に対し、当該設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。
- 5 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。
- 6 公私連携法人は、第十七条第一項の規定による廃止等の認可の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し意見を付すことができる。
- 7 市町村長は、公私連携幼児保育施設認定ことも園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、公私連携法人若しくは園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 8 第十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 9 第七項の規定により、公私連携法人若しくは園長に対し報告を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは公私連携幼児保育施設認定ことも園に立入検査をさせた市町村長(指定都市等の長を除く)は、当該公私連携幼児保育施設認定ことも園につき、第二十条又は第二十一条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- 10 市町村長は、公私連携幼児保育施設認定ことも園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。
- 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。
- 12 公私連携法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携幼児保育施設認定ことも園について、第十七条第一項の規定による廃止の認可を都道府県知事に申請しなければならない。

13 公私連携法人は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に教育及び保育等を受けていた者であつて、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼児保育施設認定ことも園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

- 14 指定都市等の長が指定を行う公私連携法人に対する第三項の規定の適用については、同項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「指定都市等の長」とし、第六項の規定は、適用しない。
- (緊急時における主務大臣の事務執行)
- 第三十五条 第十九条第一項、第二十条及び第二十一条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、園児の利益を保護する緊急の必要があると主務大臣が認める場合にあっては、主務大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中「都道府県知事に関する規定(当該事務に係るもの(同条第二項を除く)に限る)は、主務大臣に関する規定として主務大臣に適用があるものとする。
- 2 前項の場合において、主務大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。
- (主務大臣等)
- 第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
- (政令等への委任)
- 第三十七条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては主務省令で定める。
- 第二章 認定ことも園に関する特例
- 第十条 認定ことも園に関する特例を削る。
- 第十一条 次の一項を加える。
- 2 何人も、幼児保育施設認定ことも園でないものについて、幼児保育施設認定ことも園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。
- 第九条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。
- 第五章 雑則
- 第八条第一項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「第十九条第一項に定めるもののほか、都道府県知事」に改め、同条第三十条とする。
- 第七条第一項中「第三十條第一項又は第三十條の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。」及び「及び第十條第一項」を削り、「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条を第二十九条とする。
- 第六条の見出し中「情報」を「教育・保育等に関する情報」に改め、同条中「とき」の下に、「第十六条の届出を受けたとき、第十七条第一項の認可をしたとき、第十八条第二項の書類の写しの送付を受けたとき又は同条第三項の書類の提出を受けたとき」を加え、「当該認定を受けた」を「これらに係る」に、「保育並びに子育て支援事業」を「保育等」に、「第三十條第五項」を「第三十條第九項に改め、場合」の下に「及び都道府県が幼児保育施設認定ことも園を設置する場合」を加え、同条を第二十八条とし、同条の前に次の章名を付する。
- 第四章 認定ことも園に関する情報の提供等
- 第五条の次に次の三章及び一章を加える。
- (教育及び保育の内容)
- 第六条 第三十條第一項又は第三十條の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされた施設を設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、第十條第一項の幼児保育施設認定ことも園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならない。

(認定の取消)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項又は第三項の認定を

取り消すことができる。
一 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設がそれぞれ同条第一項又は第三項の条例で定める

要件を欠くに至ったと認めるとき。
二 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第二十九条第一項の規定による届出を

せず、又は虚偽の届出をしたとき。
三 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第三十条第一項又は第二項の規定によ

る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が同条第五項第四号イからハまで、ト又

は子のいずれかに該当するに至ったとき。
五 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が不正の手段により同条第一項又は第三

項の認定を受けたとき。
六 その他第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者がこの法律、学校教育法、児童福

祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)又は

これらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第三条第九項の規定による公示がされた施設が同条第一項又は第三項の条例で

定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第九項の規定によりされた公示を取り消し、その

旨を公示しなければならない。
(関係機関の連携の確保)

第八条 都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第

一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の

規定により当該認定又は取消しに係る施設を設置又は運営に關して認可その他の処分をする権限を

有する地方公共団体の機関(当該機関が当該都道府県知事である場合を除く)に協議しなければな

らない。
2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定ごとにも園に關する事務が適切かつ円滑に実施されるよ

う、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。
第三章 幼保連携型認定こども園

(教育及び保育の目標)

第九条 幼保連携型認定こども園においては、第二条第七項に規定する目的を実現するため、子ども

に対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設を

いう。次条第二項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業

(教育及び保育の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に關する事項は、第二条第

七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。
2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に

關する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づ

き児童福祉施設に關して厚生労働省令で定める基準(同項第三号に規定する保育所における保育の

内容に係る部分に限る。)との整合性の確保並びに小学校(学校教育法第一条に規定する小学校をい

う。)における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に關する事項を遵守しなけれ

ばならない。
(入園資格)

第十一条 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未

満の保育を必要とする子どもとする。
(設置者)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置す

ることができる。
(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の

二十二条第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園

(都道府県が設置するものを除く)については、当該指定都市等、次項及び第二十五条において同

じ)は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に關して、条例で基準を定めなければならない。

この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及

び保育の水準を確保するものでなければならない。
2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準

に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参照するものとする。
一 幼保連携型認定こども園における学級の編制並びに幼保連携型認定こども園に配置する園長、

保育教諭その他の職員及びその員数
二 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に關する

事項であつて、子どもの健全な発達に密接に關連するものとして主務省令で定めるもの
三 幼保連携型認定こども園の運営に關する事項であつて、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の

保持並びに子どもの健全な発達に密接に關連するものとして主務省令で定めるもの
3 主務大臣は、前項に規定する主務省令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、並びに

同項第二号及び第三号の主務省令を定め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て支援法第

(職員)

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導

保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要

な職員を置くことができる。
3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

5 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。こ

の場合において、副園長が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理

し、又は行う。

6 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。

7 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）に事故があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。

8 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

9 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。

11 主幹養護教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満三歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。

12 養護教諭は、園児の養護をつかさどる。

13 主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

14 栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

15 事務職員は、事務に従事する。

16 助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。

17 講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。

18 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

19 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

（職員の資格）

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四條第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八條の十八第一項の登録（第四項及び第三十九條において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

2 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。

3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。

4 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四條第四項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。

5 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める。

（設置等の届出）

第十六条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第二十四條第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があつたときは、第十三條第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十二條第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九條第一項の規定による検査が行われた日から開聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分に係る開聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二條第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者（役員又はその園長であつた者）が当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の役員又はその園長が、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならぬ。

5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定ことも園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならぬ。

6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第一項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をしようとするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その他の都道府県子ども子育て支援事業支援計画(指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども子育て支援事業計画。以下この項において同じ。)の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼保連携型認定ことも園を設置しようとする場所を含む区域(指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。)における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る幼保連携型認定ことも園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る幼保連携型認定ことも園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認めるとき。

7 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

(都道府県知事への情報の提供)

第十八条 第十六条の届出を行おうとする者又は前条第一項の認可を受けようとする者は、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定都市等の長は、前条第一項の認可をしたときは、速やかに、都道府県知事に、前項の書類の写しを送付しなければならない。

3 指定都市等の長は、当該指定都市等が幼保連携型認定ことも園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 都道府県知事は(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定ことも園(都道府県が設置するものを除く。以下同じ。))は、当該指定都市等の長、第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該幼保連携型認定ことも園の設置者若しくは園長に対して、必要な事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、幼保連携型認定ことも園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定ことも園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

一 幼保連携型認定ことも園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

二 幼保連携型認定ことも園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消)

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定ことも園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(運営の状況に関する評価等)

第二十三条 幼保連携型認定ことも園の設置者は、主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定ことも園における教育及び保育並びに子育て支援事業(以下「教育及び保育等」という。)の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果に基づき幼保連携型認定ことも園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第二十四条 幼保連携型認定ことも園の設置者は、当該幼保連携型認定ことも園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらとの連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定ことも園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定ことも園の運営の状況に関する情報を積極的に提供するとする。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定ことも園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

(学校教育法の準用)

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第三十七條の規定は、幼保連携型認定ことも園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは、「国(国立大学法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定ことも園(就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律第二項に規定する幼児連携型認定ことも園をいう。以下同じ。と、大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事とあるのは「都道府県知事（指定都市等（同法第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長）」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子」とも関係する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）と、必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼児連携型認定ことも園の申請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼児連携型認定ことも園の運営上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（学校保健安全法の準用）

第二十七条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第三条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで、第二十三条及び第二十六条から第三十一条までの規定は、幼児連携型認定ことも園について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第二項に規定する主務省令」と読み替えるほか、同法第九条中「学校教育法第六十一条」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十一条」と、第二十四条及び第三十条とあるのは「第三十条」と、同法第七十二条第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条から」と、第二十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条とあるのは「第十三条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定ことも園法」という。）の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（認定ことも園である幼児連携施設に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七條第一項に規定する認定ことも園である同法第三条第二項に規定する幼児連携施設（幼稚園（同法第二条第二項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び保育所（同法第二条第三項に規定する保育所をいう。）で構成されるものに限る。以下この項及び次項において「旧幼児連携型認定ことも園」という。）であつて、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。次条第一項において同じ。）及び地方公共団体以外の者が設置するものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、新認定ことも園法第七條第一項の設置の認可があつたものとみなす。ただし、当該旧幼児連携型認定ことも園の設置者が施行日の前日までに、新認定ことも園法第三十六条第二項の主務省令（以下単に「主務省令」という。）で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により新認定ことも園法第七條第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼児連携型認定ことも園（以下この項において「みなし幼児連携型認定ことも園」という。）の設置者は、施行日から起算して三月以内に、同法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府

県知事（指定都市等の区域内に所在するみなし幼児連携型認定ことも園の設置者については、当該指定都市等の長）に提出しなければならない。

3 指定都市等の長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、速やかに、当該書類の写しを都道府県知事に送付しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の書類の提出又は前項の書類の写しの送付を受けたときは、新認定ことも園法第二十八条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該書類又は当該書類の写しに記載された事項についてその周知を図るものとする。

（幼児連携型認定ことも園の設置に係る特例）

第四条 施行日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であつて、次に掲げる要件の全てに適合するもの（国、地方公共団体、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）第三条に規定する学校法人及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人を除く。）は、当分の間、新認定ことも園法第十二條の規定にかかわらず、当該幼稚園を廃止して幼児連携型認定ことも園（新認定ことも園法第十二條の規定にかかわらず、当該幼稚園を廃止して幼児連携型認定ことも園）の所在した区域と同一の区域内にあることその他の主務省令で定める要件に該当するものに限り、以下この条及び附則第七条において同じ。）を設置することができる。

1 新認定ことも園法第十三條第一項の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該幼児連携型認定ことも園の経営に必要な財産を有すること。

2 当該幼児連携型認定ことも園を設置する者が幼児連携型認定ことも園を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

3 当該幼児連携型認定ことも園を設置する者が社会的信用を有すること。

2 前項の規定により幼児連携型認定ことも園を設置しようとする者（法人以外の者に限り）に係る新認定ことも園法第七條第二項の規定の適用については、「1 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とあるのは、「1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の規定により設置された幼児連携型認定ことも園の運営に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（保育教諭等の資格の特例）

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定ことも園法第十五條第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八條の第十八項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

2 施行日から起算して五年間は、新認定ことも園法第十五條第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四條第四項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であつて、同条第二項に規定する更新講習修了の確認を受けず同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限り）については、同条第七項の規定は、適用しない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、新認定こども園法第三十一条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置)

第七条 施行日において現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三百三十五条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができる。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

第九条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新認定こども園法第十七条第一項の認可の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(政令への委任)

第十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整備等)

第十一条 この法律の施行に伴う関係法律の整備等については、別に法律で定めるところによる。

内閣総理大臣 野田 佳彦
文部科学大臣 平野 博文
厚生労働大臣 小宮山洋子

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第六十七号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第百五十九條の二中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十九條」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

附則第八條の二及び第八條の三を次のように改める。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特別)

第八條の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定

による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)以下「旧児童手当法」という。第二十条の拠出金に関しては、第百五十九條の二の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十九條」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特別)

第八條の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七十号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十條の拠出金に関しては、第百五十九條の二の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十九條」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七十号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(健康保険法の一部改正)

第二条 前条の規定による改正後の健康保険法第百五十九條の二の規定にかかわらず、第三十八條の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた第三十六條の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)以下「旧児童手当法」という。第二十條第一項の規定する拠出金の納付については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第百十九條中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條第一項」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十九條第一項」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

附則第八條の二及び第八條の三を次のように改める。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特別)

第八條の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條第一項と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。